

2013 年 7 月 30 日

健康こども部 子育て支援課 御中

「次世代育成支援行動計画・後期計画進捗状況」

および

子育て支援推進委員会のあり方 について

佐倉市子育て支援推進委員会

委員 野島 晃

同 古賀 千恵子

子育て支援推進委員会のご準備および子育て支援策の推進にご尽力いただき、ありがとうございます。

今年度は、懸案の保育園民営化および児童センター・学童保育所の指定管理者導入にめどをつけたほか、病後児保育の開始など、着実に事業の推進をされていることに敬意を表します。

平成 25 年度第 1 回佐倉市子育て支援推進委員会の開催に当たり、公募委員 2 名の連名で、意見・要望書を送ります。多忙の中、直前の提出となりましたことをお詫びいたします。

なお、これは、7 月 31 日の会議において直ちに回答を求めるものではありません。今後に向けて、ご検討、ご配慮をいただければ幸いです。

意見・要望

1. 「次世代育成支援行動計画・後期計画進捗状況」について

ア) 全体評価について

毎年同じ書式の資料ではありますが、目標や実行したことの羅列にすぎず、その評価があいまいです。そのため、今後の課題も不透明です。「成果・効果等」「問題点」欄がありますが、一面の事実に過ぎません。

計画期間中の推移と目標事業量およびニーズ・対象世帯(人数)との対比および目標到達可能性、予・決算額と費用対効果に関する考察等、図表(グラフ等)も活用して、視覚的にもわかる数値を明示してください。

計画に盛り込まれ事業化している事業や文書はかなりのものがホームページ上に公開されており、評価できますが、非公開あるいは公開されていないものが明示されていると、役立ちます。

行動計画の計画期間終了後、全体的にご指摘のような項目を整理して、計画全体の成果を明確にしていきたいと思います。

イ) 個別意見

- 敬愛保育園の開園により、認可保育園の定員は、資料からは 1735 名となり、目標事業量に対して残り 65 名です。現状における地域ごとの待機児童数と定員のとの差、および具体策を明示してください。

平成 26 年 3 月 1 日現在の地区ごとの定員数や待機児童数は以下のとおりです。

地区	園数	定員数	待機児童数
佐倉・根郷・和田・弥富	6	560	27
臼井・千代田	7	482	31
志津	8	738	88
合計	21	1780	146

対策としては、「後期計画」の目標 1800 人の達成を目指すとともに、特に待機児童の多い志津地区において、グループ型小規模保育事業など認可保育園整備以外の事業

展開も図ります。

- ・ 病後児保育について、登録者・利用者の声(意見)および登録者の統計的な数値(年齢・保育を必要とする理由など)を把握していますか。

・

病後児保育事業の登録者数は、平成 24 年度は 229 人、平成 25 年度は現時点で 287 人です。利用者の声については随時ご意見を求めています但にありません。

- ・ 保育士・学童保育所インストラクター研修(園内研修を含む)の報告書の公開は可能ですか？ 保育士、看護師等福祉に関わる専門職の教育体系、個人ごとの入職からの教育記録等は存在し、活かされていますか？ 補佐員の教育は行われていますか？大切なのは保育士同士の学びあいや実践ですが、研修会の映像保存など、メディアも利用した、実質的な資質向上につながるくふうが求められています。(ただし、勤務時間増など保育士の過度な負担につながらない配慮と両立する必要があります。)

補佐員も含めた 1 年間の研修の実施実績についてはまとめています。

専門職の教育記録等については存在しませんが、各自が、参加した研修をスキルアップに活用し、質の向上に努めています。

- ・ 地域子育て支援拠点事業は、地域支援・利用者支援機能が新制度で加わると、現状の保育園保育士等では、専門性が不足するのではないかと思います。もちろん市庁舎・児童センター、その他多面的な体制が必要であり、民間保育園、指定管理となる児童センターを含めた連携をどのように図っていくかを明示してください。

新制度における利用者支援については、国の方でカリキュラム等が検討されているようです。実施に当たっては、それら研修を受講し、識見を高めたうえで実務に当たっていただくこととなると思います。

- ・ 計画には含まれませんが、保育園長・副園長の役割・資質が強く求められています。多様な子育て支援を理解し、地域や他の資源・施設とのかかわり(特に民間事業者・指定管理者が広がる状況の下)との関係は、保育士のマネジメント、保護者や子どもたちの声やニーズを把握して子育て支援策の向上につなげる役割など、養成・研修・教育計画が必要です。

子育て支援の充実は、量と質の両面からの取り組みが重要です。従事する者の質の確保、向上につながるような研修等は重要であると認識しています。

- ・ 民営化する保育園や指定管理制度に移行する児童センター・学童保育所において実施するとされている第三者評価について、公立・私立の保育園、幼稚園、その他各施設の第三者評価実施計画(予定)はどのようになっていますか？ 予算処置は準備されていますか。

民営化の効果を検証するため、今年度民営化対象園である佐倉東保育園の第三者評価を実施しました。（結果は県ホームページで公表済み） 民間移管後にも実施する予定です。

- ・ 保育園における「クッキング保育」の内容向上のために行っていることは何ですか？

「クッキング保育」は食育の一環として、児童の食に対する興味を持たせることを目的に実施しています。栄養士会議などで、どのように興味を持たせるか、検討しています。

- ・ 認可外保育施設への補助は、前年同様２園となっていますが、市内５園をローテーションで補助しているのですか？ 目的および施設名や補助額・内訳は公開できますか？ また、今後の具体的な支援策は、認可外保育施設利用者助成金を含めどのように考えていますか？

認可外保育施設運営費等補助金は、認可外保育施設の保育環境の維持向上のため、職員や児童の健康診断に要する経費などの一部を助成しています。平成 24 年度実績は、2 施設で約 36 万円交付しています。施設からの申請に基づき交付しており、ローテーションで交付しているわけではありません。

今後については、新制度の動向を踏まえ、利用者助成と合わせ検討してまいります。

- ・ 育児サークルのどのように把握し、具体的にどのように支援しているのか現状を教えてください。

「佐倉っ子 子育てナビ」に記載している内容で把握しています。特に支援は行っていないませんが、サークルの方から、例えば育児についてなど個別に相談があれば対応したいと思います。

- ・ 「ホームページを活用し…」という記述が多くあります。それ自体は当然のことですが、他の媒体も含めその効果をどのように測定していますか？ 子育て支援は、そのような媒体にアクセスできない（しない）方々を見逃すことができないと思います。媒体は十二分に活用することを前提としつつ、人と人とのつながりを大切にした継続的な取り組みによってケアと情報提供をさらに深めてください。その上で、メール配信サービスや、予防接種において実施された電話による勧奨など、直接対象者に情報提供する手段が有効になると思います。

情報提供は、広報紙やホームページだけでなく、例えば施設でのポスター掲示など、可能な限り媒体を活用し行うことが重要と考えます。

- ・ 妊娠した時から（あるいは婚姻から）子育て支援が始まると考えると、１２週以降に妊娠届に至る１割の部分も含め、すべての妊産婦（および家族）に対する、妊娠時から

の専門職との個別的直接的な関わり(ケア)の充実が欠かせません。健康管理センター・保健センターのほか、保育園などの子育て支援センター機能を強化して、母子手帳の交付も子育て支援センターで行うことができれば、前記の個別的なケアの出発点として、より妊産婦(および家族)の安心につながるものと考えます。また、市民の利便性を考慮して、市民課や出張所等でも妊娠届を受け付けていますが、せめて、子育て支援課や健康増進課の職員が対応できるようにしてほしいと思います。

ご意見として承ります。

- ・ 前記の個別的直接的な関わり(ケア)の充実は妊産婦・乳児期に限らず、幼児期さらに就学後においても重要です。特に、保育所・幼稚園に預けていない家庭保育の保護者・子どもへの支援は、紙の媒体やホームページで見るのを期待するだけでは、支援にはなりません。

活用できるあらゆる媒体を使用し、情報提供に努めます。

- ・ ファミリーサポートセンターの提供会員や、家庭保育員、学童保育所指導員に対する研修や情報提供、相談機能も大切ですが、個人で孤立して悩みを抱えたりしないように、(専門職)集団として組織され、その体験やケースについて定期的に話し合いがされ、市と対等な立場で、連携・運営されなければ、継続的な事業の成立はないと考えます。現状はいかがでしょうか？

個別ケースの対応については、必要に応じ関係機関による検討会議を実施し、その対応を検討しています。

- ・ 合わせて、ファミリーサポートセンターの依頼会員についても、プライバシーに配慮しながら、依頼会員どうしのつながり作りをサポートすることが、保護者の安心につながるのではないのでしょうか。また依頼会員の声はどのように活かしていますか？

委託先である NPO 法人でアンケート調査を実施し、運営に反映させています。

- ・ ファミリーサポートセンターの利用料金は、特に所得が少ない家庭には負担感が高く、利用が躊躇されるのではないかと思います。例えば八千代市は、育児支援月曜日～金曜日の午前9時～午後5時 1時間 500円 依頼会員が複数子ども(兄弟姉妹に限る)を預ける場合、2人目からは半額です。特に、2人め以降の子どもや一人親の場合の利用料の軽減など、柔軟な料金設定はできないのでしょうか？

他自治体の状況なども踏まえ、今後検討してまいります。

- ・ 保育園の一時預かりのリフレッシュ枠の拡大(週に1回など)を検討してください。リフレッシュ枠で一時保育を利用したいという時期は限られると思います。育児の大

変な時期にこの制度が有効に活用できるようにしてください。一時預かり・特定保育の実利用者数はどの程度ですか？ また、利用希望との差および運営上の問題点をどのように捉えていますか？

リフレッシュ利用の回数については、現時点では、多くの方に私的利用していただくため、月 3 日までとしています。一時預かり・特定保育の利用実績（平成 25 年度 2 月末現在実人数）は 2,291 人で、うち私的利用（リフレッシュ等）1,678 人と全体の 73%となっています。定員がいっぱい等で施設側が利用をお断りした件数は 194 件あり、そのうち 93%が志津地区です。今後、志津地区での施設整備が課題と考えています。

- ・ ファミリーサポートセンターや保育園の一時預かり・特定保育における障害児の受け入れの状況または市の施策はどのようになっていますか？ また、保護者が障害者である場合に、保育園・幼稚園・ファミリーサポートセンター等では、個人に合わせた十分な情報提供や配慮がされていますか？ 例えば聴覚障害者に対する手話通訳・要約筆記者の派遣等は活用されていますか？

必要に応じ情報提供は行います。

- ・ 特別支援教育支援員について、採用、学校・学級担任・関係機関との連携はどのように行っていますか？ 特別支援教育支援員どうしの交流はありますか？ 今年度に目標事業量 40 名は達成の予定ですが、実際のニーズとの差異はありますか？

①採用は、公募により募集し、面接・書類選考をしています。

特別支援教育支援員は、担任の指示のもと補助を行うことになっていますので、直接他機関との連携をとることはありません。また、学校には特別支援教育の推進のために配置していますので、どの学級のどの子どもへの支援を行うかについては、校長に委ねています。

②年間 2 回の研修会がありますので、その際に情報交換をしています。

また、特別支援学級についている支援員は、行事で他校と合同で行うことがありますので、交流を深めています。

③今年度 38 名となりました。実際にはニーズに対して不足している状況です。

（教育委員会に確認）

- ・ 佐倉市とオランダとの交流事業は良いと思いますが、異文化への興味や理解には、小学生というよりは、中・高・大学生等を対象にした研修事業として、異文化から学んだことを若者の立場から広く市民に発信する実のある事業に転換してはいかがでしょうか。

今後検討してまいります。

（教育委員会に確認）

2. 子育て支援推進委員会（地方版子ども・子育て会議）のあり方について

私たちは、公募委員として、市民、親、また子どもの立場に立って、審議に参加しておりますが、より詳しい事情を知る専門家や行政の立場に立った委員の方々と、2時間程度の形式的な会議では、実質的な話し合い、意見交換ができません。

そのため、市の提案に対して意見の相違があった場合、時間内での決定を前提に多数決をとる限り、納得できなければ、反対の意思を表明せざるを得ません。

また、「次世代育成支援行動計画」や「新制度」においても、子育て支援の範囲は広く、縦割り行政の下では、課題の共有が難しく、現在の多様化、複雑化した問題の解決は難しいということを感じております。

- そこで、子育て支援推進委員会が、市長の諮問委員会であるという前提に立ちながらも、
- A) 委員の総意として、子育て支援についての思いを共有し、事実に基づいて、建設的に、話し合い、合意を形成するため、
 - B) 保育・幼児教育等の識者、行政関係者だけでなく、子育て当事者の幅広い参画とその意見・ニーズを聴き反映することにより、地方版子ども・子育て会議の目的である、“自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、継続的に調査・審議”するための時間を十分に確保するため、
 - C) 市長の諮問に関わらず、市民の関心事や委員会独自の視点から、話し合いを可能とするため、
 - D) 専門家でない者も、十分に理解できる情報を得るために、
 - E) 子どもの幸福のために、行政と市民とが、対等に、ともに、取り組むという考えに立つて、
- 以下の提案をいたします。
- a) 原則として、定期的、継続的に会議を開催する。

来年度以降は、日程をある程度年間計画として予定したいと考えています。

- b) 求めに応じて（基本的には年間計画に基づいて）、子育て支援課（健康こども部）だけでなく、子育て支援に関係する担当課が出席する会議を開催できるものとする。

必要に応じ対応していきたいと考えています。

- c) または、行動計画の各項目や事業・施策等ごとのよる部会を設けることができること。

来年度は、新制度における事業計画の策定の審議が予定されており、より活発な議論ができるよう、委員会で決定されれば部会を設置したいと考えています。

- d) 子育て当事者団体の代表や利用者、障害者（児）団体から委員に選任されること、また委

員会として直接当事者・利用者の意見を聞く機会を設けることができること。その際、出席者のための保育を保障すること。

委員の選出は条例の規定となります。意見を聞く機会を設けるか否かは、委員会において決定されれば、検討してまいります。

e) 委員から、各担当課に対して、常に資料・情報提供を求めることができること。

可能な限り情報の収集に努めます。

f) 行政から会議召集に対して行われる資料提供は、電子データも可能とすること。(セキュリティーおよび守秘義務の問題のクリアを前提に)

電子メールでの資料提供も検討してまいります。

g) 必要に応じて、専門的な課題について、当事者・利用者・公募委員のみによるレクチャーを受けることができること。

委員会において、そのように決定されれば対応を検討してまいります。

3. その他

- ・今回の議題の一つであります、「新制度」について、資料がまったくないというのは解せません。また何を話しあうのか、もう少し詳しい案内を提示していただきたいと思います。内閣府等の少子化対策のサイトなどを調べておりますが、私たち市民は、関係者の皆様と比べようもなく困難と思われまます。当日にすべてを理解することが難しいのは、上記のとおりです。ご配慮をお願いいたします。

現状では、市も内閣府のホームページから情報収集している状況です。

来年度は、新制度実施に向けた具体的な審議が中心となりますので、可能な限り収集した情報を提供させていただきたいと思ひます。

- ・昨年の会議で、学童保育所の保育料の改定についての諮問がありました。議論するのは何の問題もありませんが、学童保育所の民間経営者や参入の可能性がある団体の所属員は、利害関係者に当たり、採決に加わることはできないのではないかと考えますが、いかがでしょうか？ 利用者も利害関係者ですか？ もちろん、利害を超えて審議に当たっているということは疑っておりません。あるいは、全員の合意を全前提に、採決を前提としていないと考えるべきでしょうか？

委員会委員のお立場で、委員の皆様にご審議いただいたものと認識しています。

- ・行政の慣例で、本質ではないかもしれませんが、会議において「〇〇委員」とよぶことには、違和感があります。委員以外を招いたときには、誤解を避けるためということもいえますが、通常の会議においては、「〇〇さん」ではいけませんか？

今後、委員会の中で決めていきたいと思います。

理解、認識の不足から、的外れな内容もあるかと存じますが、どうぞお許してください。

以上

健康こども部 子育て支援課 御中

「次世代育成支援行動計画・後期計画進捗状況」および
子育て支援推進委員会のあり方 について 意見 要望

佐倉市子育て支援推進委員会

委員 野島 晃 古賀 千恵子 高木 晋 長谷 久美子

子育て支援推進委員会のご準備および子育て支援策の推進にご尽力いただき、ありがとうございます。今年度で子育て支援推進委員の2年の任期を終えることとなりますが、今後に向けて、意見要望書を送ります。以前から提出させていただいております意見と重複しますがご検討ご配慮いただきたいと思います。

意見・要望

1. 「次世代育成支援行動計画・後期計画進捗状況」について

全体評価について

毎年同じ書式の資料ではありますが、目標や実行したことの羅列にすぎず、その評価があいまいです。そのため、今後の課題も不透明です。「成果・効果等」「問題点」欄がありますが、一面の事実に過ぎません。

計画期間中の推移と目標事業量およびニーズ・対象世帯(人数)との対比および目標到達可能性、予・決算額と費用対効果に関する考察等、図表(グラフ等)も活用して、視覚的にもわかる数値を明示してください。

行動計画の計画期間終了後、全体的にご指摘のような項目を整理して、計画全体の成果を明確にしていきたいと思います。

今後の課題を明確にし、その課題に対して具体的にどのような対策をするのかを教えてください。

計画全体の成果や、ニーズ調査の結果などを踏まえ、新制度の事業計画という形で策定していきたいと思います。

2. 子育て支援推進委員会(地方版子ども・子育て会議)のあり方について

1: 委員会は、諮問機関の位置づけであれば、当事者を交えた意見交換の場は必要。それは、その話し合いの内容がわかるように、公のものになる様にしてほしい。

委員会で、当事者との意見交換の実施が決定されれば、実施について検討していきたいと思います。

・小委員会などの設置。当事者・利用者(団体)の代表(複数)および指導員や保育士など経営者ではない現場の労働者(団体)の代表(複数)を委員にする。(障害児者団体を含む)

委員の選出は条例の規定となります。

・子どもを含む当事者・利用者の意見を直接聴く機会・仕組みを会議の機能に加える。
いわゆる公聴会を諮問の際には開くことができるようにする。

委員会で、当事者との意見交換の実施が決定されれば、実施について検討していきたいと思います。

・当事者・利用者委員のみの会合を設けるなど素人である(学識経験者や専門家でない)委員の理解を深める機会を設ける。

委員会で決定されれば、勉強会などを開催したいと考えています。

・ガイドライン作成の際に父母の会や保育士と一緒に作成したということですが、その労を記録が残る形でも残していくために、以上のような仕組みを作る。 以上